

令和 7 年 4 月 1 8 日
福祉教育常任委員会
教育指導部教育支援課

令和 7 年度

加古川市いじめ防止対策計画

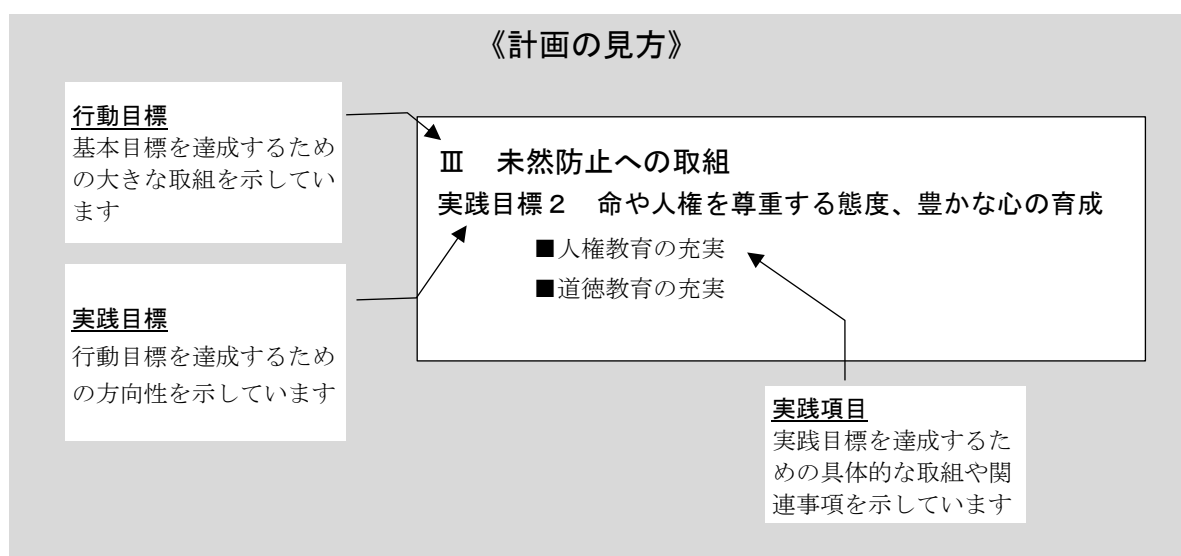
～未来に向けた「切れ目のないいじめ防止対策」の確立のために～

令和 7 年 3 月策定

加古川市教育委員会

＜ も く じ ＞

はじめに	2
I 対策計画の基本構想	3
II いじめ問題に関する基本的な考え方	4
III 未然防止への取組	5
IV 早期発見・早期対応への取組	5
V 関係機関との連携を強化した取組	7
VI 推進体制・検証体制を整える取組	7



調査報告書（H29.12.2付）で課題とされた事項（趣旨）

- ・ アセスの結果の不十分な読み取りと、アンケート用紙の確認に関すること
- ・ 法で定められたいじめの定義に対する不十分な認識と対応のこと
- ・ SOSのサインに気づけなかった教職員の危機管理意識のこと
- ・ 生徒指導に係る教職員間での情報伝達方法と情報共有に係ること
- ・ 「いじめ防止・対応マニュアル」に沿った組織的な対応が十分にできなかったこと

はじめに

すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

これは、我が国が国際条約として批准した「児童の権利に関する条約*（以下、「子どもの権利条約」という）」第6条です。

「生命と生存の権利」は、子どもの権利の大前提であり、子どもが元気に生きて、健やかに育つよう全力を尽くして子どもの権利を守らなければなりません。

この条約は、私たちが大人として、教師として、親として、子どもを見るまなざしを問い直し、子どもの権利の主体をどうとらえ直すかということの大切さを提起しています。

平成28年9月、市内の中学校2年生が、いじめを原因に自らの命を絶ちました。

「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を教育理念に掲げる加古川市教育委員会にとって痛恨の極みであり、本来、子どもにとって安全・安心であるべき学校で、このような痛ましい事案が起こったという現実には、本市の教育の在り方に大きな課題を投げかけました。

文部科学省は、『いじめの防止等のための基本的な方針』の中で「いじめの問題への対応は学校における最重要課題」と位置付け、「いじめ問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題」であり、「一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である」としています。

そこで本市は、「二度と子どもの尊い命が奪われるようなことがあってはならない」という強い決意のもと、平成30年2月に策定しました「加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画」に基づき、加古川市教育委員会並びに学校は、いじめ防止対策の改善に向けて取り組んでまいりました。5年間で積み上げてきました実績を継承して、「いじめ防止対策」の歩みを止めることなく、未来に向けた「切れ目のないいじめ防止対策」の確立を目指してまいります。

自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を保障する。

この「子どもの権利条約」第12条は、子どもが自分の意思を伝えることを保障するもので、周囲の大人は、子どもが自分の意思を伝えられるように配慮し、受け止めることが求められています。

「加古川市いじめ防止対策計画」（以下、「対策計画」という）は、いじめ防止対策を、こどもに働きかける（導く）ことによって、大人主導で問題解決や解消を図っていくだけではなく、こどもが気づく（育つ）ことによって、こども自らの力で予防することや解決を図ることができるようにするという観点からも対策を進めている点にあります。

学校は対策計画に基づき、「学校いじめ防止基本方針」をプログラム化した「いじめ防止対策プログラム」（以下、「対策プログラム」という）を策定し、検証・改善を繰り返しながら実行します。

多くのこどもが、いじめの被害者だけではなく、加害者にもなる現実の中、対処療法的な取組だけでなく、すべてのこどもを対象とした、いじめ防止対策を意図的・計画的・継続的に実施していくことで、「いじめの見逃しゼロ」を目指してまいります。

「いじめを生まない」という未然防止の発想とともに、「いじめを受けているこどもは絶対に守り抜く」という強い意志を持って、いじめ防止対策を推進してまいります。

*当該条約での児童とは18歳未満を示す

I 対策計画の基本構想

■ 対策計画の位置付け

対策計画は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき制定された加古川市いじめ防止基本方針を意図的・計画的・継続的に実施するために策定します。

■ 基本理念

- 1 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。
- 2 いじめの影響や問題について、児童生徒が理解を深められるようにします。
- 3 市、学校、地域、家庭との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指します。

■ 基本目標

いじめ等の命に関わる問題の未然防止に資する取組を強力に支援するとともに、児童生徒の居場所づくり・絆づくりを進め、自己有用感を高める教育活動への支援を行います。

■ 行動目標・実践目標

1 いじめ問題等の未然防止への取組を推進します。		
① 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり	Ⅲ 未然防止への取組	
② 命や人権を尊重する態度、豊かな心の育成		
③ 家庭や地域への働きかけ		
2 いじめ問題等の早期発見・早期対応への取組を推進します。		
① 学校環境適応感尺度「アセス」の活用	Ⅳ 早期発見・早期対応への取組	
② 児童生徒の相談行動の促進		
③ 多方面からの実態把握と情報共有		
④ 研修の充実による教職員の資質と指導力の向上		
⑤ 「チーム学校」の組織力の向上		
⑥ 不登校児童生徒への支援の充実		
⑦ いじめ重大事態への適切な対応		
3 いじめ問題等の解決を図るため、関係機関と連携した取組を推進します。		
① スクールサポートチームによる支援	Ⅴ 関係機関との連携を強化した取組	
② 市関係機関と学校との連携促進		
③ 県関係機関と学校との連携促進		
④ 「ネットいじめ」等インターネット空間での対策の推進		
4 いじめ問題等の解決を図るため、推進体制、検証体制の充実を図ります。		
① アセス推進体制の検証と支援	Ⅵ 推進体制・検証体制を整える取組	
② 教育相談推進体制の検証と支援		
③ いじめ対応チーム（いじめ対策委員会）及び不登校対策委員会の検証と支援		
④ いじめ防止対策等に係る推進体制の周知		
⑤ いじめ防止対策へのPDCAサイクルによる検証体制の点検と支援		

■ 重点取組

- 「いじめ防止基本方針」「いじめ防止・対応マニュアル」に沿った取組を推進します。
- いじめの正確かつ積極的認知による「いじめの見逃しゼロ」の取組を推進します。
- いじめ問題について児童生徒が「主体的」に考え解決しようとする取組を推進します。

めざす将来像

- ◎ 児童生徒が安全・安心に学校生活を送り、主体的に授業や行事に参加し活躍できる。
- ◎ 児童生徒が困ったときにSOSが出せ、教職員が敏感にそのサインに気づくことができる。
- ◎ 学校・家庭・地域・関係機関が連携して、いじめ問題を解消する取組ができる。
- ◎ 全ての児童生徒に、いじめをなくそうとする意識が浸透する。

Ⅱ いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、理由のいかんを問わず人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により、暴行罪、恐喝罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪、公表罪等の刑事法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。

2 いじめの未然防止のための基本認識

キーワードは「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」 ※ 不登校対策、自殺予防対策も同様

「居場所づくり」とは、学級や学年、学校を児童生徒の居場所になるようにしていくことです。そこにいることにより不安を感じたり、落ち着かない感じをもったりしないという安心感が重要です。そのためには、授業改善や行事の目的等の見直しから始め、すべての児童生徒が活躍できる場面（自己存在感や充実感）を実現することが必要です。

「絆づくり」とは、教師が「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、児童生徒自らが主体的に取り組む活動の中で、互いに認め合ったり、心のつながりを感じたりできるようにすることです。こども同士と一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」であり「自己有用感」です。つまり「絆づくり」を行うのはあくまでもこども同士です。

「自己有用感」とは、単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性のことです。他者から認められていないと感じられたこどもは、いたずらに他者を否定することも攻撃することも減ります。さらに、相手のことも認めることができるようになっていきます。

こうした視点で、授業づくりと集団づくりを見直していくこと。そして、すべての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながります。

Ⅲ 未然防止への取組

実践目標 1 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- 「居場所づくり」「絆づくり」を重視した学級・学校づくりへの支援
- すべての児童生徒が参加・活躍できる「わかる授業」づくりの推進
- 「自己有用感」を育む学級・学校づくりへの支援
- 「心の絆プロジェクト」を通して、児童生徒の主体的な活動への支援
- 児童生徒向け相談行動促進（自殺予防教育）の充実
- 児童生徒を支えるための教職員集団の専門性・同僚性の構築

実践目標 2 命や人権を尊重する態度、豊かな心の育成

- 人権教育の充実
- 道徳教育の充実

実践目標 3 家庭や地域への働きかけ

- 学校運営協議会との連携による活動の推進
- いじめ防止啓発月間（9月）に関する取組の充実
- いじめ防止、児童生徒のSOS発見チェックリスト等の啓発チラシの配付
- 広報誌やホームページを活用した情報発信の推進
- 学校外施設とのいじめ防止対策の連携

Ⅳ 早期発見・早期対応への取組

実践目標 1 学校環境適応感尺度「アセス」の活用

- 「学校生活に関するアンケート」の実施（年間2回）
- アセス推進担当教員（主幹教諭等）を中心にしたアセス結果の活用への支援

実践目標 2 児童生徒の相談行動の促進

- 教育相談コーディネーターを中心にした相談体制への支援
- 「心の相談アンケート」の実施（年間2回）
- 全児童生徒を対象とした教育相談の実施
- 児童生徒向け相談行動促進（自殺予防教育）の充実（再掲）

実践目標 3 多方面からの実態把握と情報共有

- 学校園連携ユニットを活用した学校園間連携の充実
- 学校運営協議会との連携による活動の推進（再掲）

- 学校と家庭、地域の情報共有のための取組及び仕組みの点検
- 保護者からの相談に対する支援のための取組の充実
- 学校外施設とのいじめ防止対策の連携（再掲）
- 専門機関と連携したネットパトロールの実施

実践目標 4 研修の充実による教職員の資質と指導力の向上

- いじめ及び生徒指導に関する理論研修の実施
- 児童生徒のコミュニケーション能力を高めるための研修の実施
- アセスの運用・活用に関する研修の実施
- 学校生活適応推進研修会の実施
- 不登校対策に関する研修の実施
- 児童生徒向け相談行動促進（自殺予防教育）研修の実施及び学習の充実
- 「わかる授業」づくりに関する研修の実施
- 学校危機管理に関する研修の実施
- 守秘義務、プライバシーの確保

実践目標 5 「チーム学校」の組織力の向上

- 「チーム学校」による推進体制の検証と活用に係る指導・助言
- いじめの積極的認知に向けた指導・助言
- スクールカウンセラーとの連携・協働
- スクールソーシャルワーカーとの連携・協働
- スクールアシスタントとの連携・協働
- 「ケース会議」の効果的な開催方法の提示

実践目標 6 不登校児童生徒への支援の充実

- 学校外の居場所における教育機会の確保
- メンタルサポーターの活動の拡充と、「校内サポートルーム」の環境整備

実践目標 7 いじめ重大事態への適切な対応

- 国のガイドライン等に基づく調査の実施
- 学校主体の調査への支援・連携
- いじめ重大事態の調査に関する第三者性の確保

V 関係機関との連携を強化した取組

実践目標 1 スクールサポートチームによる支援

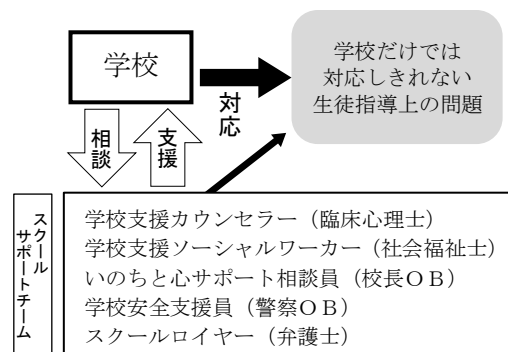
- スクールサポートチームによる学校支援及び連携

実践目標 2 市関係機関と学校との連携促進

- 関係機関の情報提供及び調整

実践目標 3 県関係機関と学校との連携促進

- 関係機関の情報提供及び調整



実践目標 4 「ネットいじめ」等インターネット空間での対策の推進

- 警察や民間と連携した「ネットいじめ、児童生徒のＳＯＳやトラブル」の未然防止、早期発見・早期対応の推進
- インターネット利用に関する児童生徒の実態把握

VI 推進体制・検証体制を整える取組

実践目標 1 アセス推進体制の検証と支援

- アセスの推進担当教員（主幹教諭等）を中心にしたアセス結果の活用への支援（再掲）
- アセスの学校における推進体制の点検と報告内容の検証及び助言

実践目標 2 教育相談推進体制の検証と支援

- 教育相談コーディネーターを中心にした相談体制への支援（再掲）
- 学校における教育相談の実施状況及び推進体制の点検と検証及び助言

実践目標 3 いじめ対応チーム（いじめ対策委員会）及び不登校対策委員会の検証と支援

- 「いじめ防止基本方針」「いじめ防止・対応マニュアル」に沿った取組の推進
- 「いじめ対応チーム」（いじめ対策委員会）の活動及び報告の検証・支援
- 不登校対策委員会の活動及び報告の検証・支援

実践目標 4 いじめ防止対策等に係る推進体制の周知

- 広報誌やホームページ等による推進体制及び相談窓口の情報提供

実践目標 5 いじめ防止対策へのPDCAサイクルによる検証体制の点検と支援

- 学校における学期ごとの対策プログラム取組状況等の点検
- 学校のPDCAサイクルによる対策プログラムの検証・改善への指導・助言
- 学校運営協議会による学校の取組状況の確認
- 専門家によるいじめ防止対策の検証

令和6年度 加古川市いじめ防止対策計画の取組状況について

令和6年度加古川市いじめ防止対策計画に基づき、令和6年12月末までに教育委員会（以下「市教委」）並びに2学期までに学校が実施しましたいじめ防止対策の取組状況について、下記のとおり学識経験者による検証を行いましたのでご報告いたします。

記

Ⅰ 検証内容

- 令和6年度加古川市いじめ防止対策計画の取組状況について
- 保護者向け啓発チラシ「子どもはいつも求めています」
- いじめ防止啓発チラシ「いじめをしない、させない、見のがさない」
- 子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）リーフレット「大切なあなたへ」
- 「多様な学びの場」案内チラシ
- 「わかば教室」案内チラシ
- 加古川市ケータイ・スマホアンケート等の利用に係るアンケート調査結果チラシ
- 令和6年度自己点検シートの集計結果
- 令和7年度学校生活適応推進事業実施要項
- 令和7年度加古川市いじめ防止対策計画及びいじめ防止対策プログラムの推進体制
- 令和7年度加古川市いじめ防止対策計画（案）
- 令和7年度いじめ防止対策プログラム（案）

Ⅱ 検証する学識経験者

- 浅野 良一（兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 特任教授〔学校経営〕）
- 住友 剛（京都精華大学 国際文化学部 教授〔学校事故危機対応〕）
- 吉田 圭吾（神戸親和大学 人間発達環境学研究科 教授〔臨床心理士〕）
- 曾我 智史（尼崎駅前法律事務所〔弁護士〕）

Ⅲ 検証実施

- 市教委並びに学校が取り組んだいじめ防止対策の資料を各学識経験者へ電子メール及び紙媒体により提供した。
- 当該資料についての意見等付した資料を各学識経験者から受理した。

Ⅳ 検証結果

1 令和6年度加古川市いじめ防止対策計画の取組状況について

(1) 未然防止への取組について

- ① 心の絆プロジェクト児童会・生徒会・学園会代表者ミーティング（8月）
 - ・令和7年度テーマ「みんなの『想い』わたしの『思い』『おもい』がつなぐ心の居場所」を決定
- ② 子どもたちを支えるための教職員集団の専門性・同僚性の構築
 - ・「チーム学校」として、一つの目標に向かって教育活動に邁進できる関係性を構築
- ③ 学校運営協議会との連携による活動の推進
 - ・学校の課題を学校、家庭及び地域が共有することで、連携・協働した取組を推進
- ④ 家庭への啓発（チラシの全家庭配付）
 - ・子どもはいつも求めています（4月）
 - ・いじめをしない、させない、見のがさない（9月）
- ⑤ 学校外施設とのいじめ防止対策の推進

- ・いじめ防止啓発ポスター、チラシを図書館、公民館、児童クラブ等に掲示・配付し啓発を実施

＜学識経験者からの主な意見等＞

- 子どもの居場所作りはますます重要になりつつあるが、現実には、感覚過敏、特に聴覚過敏の子どもにとって、元気な子どもの声や、居場所を失わせている事例など、子ども同士の居場所が矛盾する場合が増えてきている。聴覚過敏の生徒に対し、居心地のよいクラスを与えるためにどうしたらいいかなど考える必要がある。
- 「心の絆プロジェクト」は、加古川市の特徴的な取組であり、今後も推進していただきたい。いじめや不登校を子どもたちがどう解決したらいいかの意見をもっているか、また、児童生徒たちのアイデアをどう具体化していけるかという視点ももてたらいいと思う。
- 人権教育を生きたものにするためにどうすればいいかを検討する必要がある。教師自身の中で、いじめ、不登校、差別等、自身が置かれている状況に苦しんだ教師から話を伺う機会を設けるなど、生きた人権教育の実施ができればいいと考える。
- 保護者からの苦情など、発生した時点では対応が遅いため、学校は日頃から保護者と信頼関係を築くことは大事である。保護者への働き掛けも、信頼関係の形成なしにはうまくいかないと思う。
- 学校のアンケートで、教職員集団の同僚性の構築に課題があるとの意見もあるが、具体的にどのような点に課題を感じているのかを市教委としては当該の学校に詳しく確認し、令和7年度は、ここに重点を置いた取組を進めていただきたい。

(2) 早期発見・早期対応への取組

- ① 学校環境適応感尺度（アセス）の実施及び活用
 - ・学校生活に関するアンケート（1学期、2学期）を小・義務教育学校3年生以上の児童生徒対象に実施
 - ・アセス推進担当者を中心としたアセス結果の活用への支援
- ② 心の相談アンケート及び教育相談の実施
 - ・心の相談アンケート（1学期、2学期）を小・義務教育学校3年生以上の児童生徒対象に実施
 - ・教育相談を全児童生徒対象に実施
- ③ 子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）に係る取組
 - ・リーフレット「大切なあなたへ」を活用し、小・義務教育学校3年生以上で授業を実施
- ④ 多方面からの実態把握と情報共有
 - ・学校園連携ユニットを活用した学校園間連携の充実
 - ・学校と家庭、地域の情報共有のための取組及び仕組の点検
- ⑤ 教職員の資質と指導力の向上
 - ・学校生活適応推進研修講座（学校生活に資する研修講座、学級経営に資する研修講座）の実施（160人参加）
 - ・子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）研修講座の実施（59人参加）
 - ・相談行動促進研修会（教職員選択必修研修）の実施（180人参加）
- ⑥ 「チーム学校」による組織的な対応
 - ・教職員、専門スタッフ（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・メンタルサポーター・スクールアシスタント）等と連携・協働して、学校運営上の諸課題に対応
- ⑦ 不登校児童生徒への支援の充実
 - ・「子どもの居場所の確保」、「子どもを支援する人材の確保」、「民間機関や地域との連携」を柱として不登校児童生徒への支援を実施
- ⑧ いじめ重大事態への適切な対応
 - ・国のガイドライン等に基づく調査の実施
 - ・いじめ重大事態の調査に関する第三者性の確保

<学識経験者からの主な意見等>

- いじめ認知件数が昨年度より減少しているが、これは、いじめを認知する姿勢が低下している可能性がある。
- いじめ発見は児童生徒本人からの申し出に頼るのではなく、アセスによるいじめ発見が増えるべきである。
- 非侵害的関係の値が要支援領域にある児童生徒が、小学生及び中学校で 100 名程度存在している。この児童生徒に対して、原因等を丁寧に聴き取り、いじめの現実を発見することが最重要である。
- すでにいじめを認知されている子どもが非侵害的関係が高いのか、いじめを認知されていない子どもの非侵害的関係が高いのかが重要であり、いじめを認知していない子どもの非侵害的関係が高ければ、それをいじめ認知につなげれば、アンケートによる発見がもっと増加すると思われる。
- 相談行動促進（自殺予防教育）授業の成果を、学校生活における日常の児童生徒との関わりに活かせるよう考察してほしい。
- ひょうごっ子SNS悩み相談の数々の事例が、学校がすでにいじめを認知している事例なのかそうでないかも重要である。いじめの認知を高めることが、いじめの根絶及びいじめによる自殺を防ぐ唯一の道と思うので検討してほしい。
- 子どもの心に寄り添うということは、実際は難しいという部分を研修で深める必要があると思う。子どもの心に寄り添うという実際を理解することが教員の最重要課題だと思う。
- 「チーム学校」は、多職種連携として非常に重要である。実際にチーム学校として取り組んだ事例をしっかりと研究し、重要な事例は各学校に情報共有していくことがチーム学校を進めていく方法である。
- いじめ発見のプロセスで、子どもや保護者経由での相談を受けた後で、学校や市教委が適切に対応できているのかを、当該の子どもや保護者はどのように実感しているのか。そこも掘り下げて確認してみてもどうか。
- SNS上でのトラブルについては、「いじめ防止授業」と「情報モラル教育」を関連づけて、スクールロイヤーに話をしていただくなど、法的な学習も必要かと思う。また、子どものSNS利用に関する保護者・地域向けの啓発活動も必要でないかと考える。
- スクールソーシャルワーカーなどの学校を支援する人材の増員は重要であり、今後も増員を目指してほしい。
- いじめ重大事態が発生しても国のガイドライン等に即して、市教委と専門職（第三者調査員）で学校と連携を取りながら対応していることは評価する。
- 「相談行動の促進」に数年間取り組んできたことは、他の自治体・学校の参考になる取組であり、特筆すべきことであるため、今後の継続、そしてさらなる充実を図っていただきたい。
- 相談行動の促進で培った教職員側の「子どもの話を聴く力」や、「子どもの異変に気づく力」は、そのまま「授業や体験活動の場面での子どもの状態を理解する力」の向上につながると思う。

(3) 関係機関との連携を強化した取組について

- ① スクールサポートチームによる支援
 - ・ 構成員のそれぞれの専門性を活かした助言等を通して「チーム学校」をサポートし、学校が抱える生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応・早期解決に向けた支援を実施
- ② ネットパトロールの実施
 - ・ 児童生徒のインターネットトラブルやSOSを早期に発見するため、専門機関に依頼し、インターネット内のパトロールを実施
- ③ 市関係機関と学校との連携
 - ・ 学校教育課、人権文化センター、教育相談センター、少年愛護センター、家庭支援課、生活福祉課、市民健康課、こども療育センター、社会福祉協議会、民生児童委員会、障がい者基幹相談支援センター、民間の医療機関等との連携

④ 県関係機関と学校との連携

- ・県教育委員会「学校問題サポートチーム」、東播少年サポートセンター、加古川警察署生活安全第二課、神戸法務少年支援センター、県健康福祉事務所、中央こども家庭センター、県立こども発達支援センター、県立リハビリテーション中央病院、県立ひょうごこころの医療センター、兵庫こころのケアセンター等との連携

<学識経験者からの主な意見等>

- ネットいじめを追跡することはますます重要になっていくと思われる。どのようないじめやトラブルがあるか、データベースを作る必要がある。
- スクールサポートチームによる学校への支援は、市教委の取組のなかで、今後も大事に進めていく必要があるため、他の自治体の取組と比較しながら、適切な評価を行っていきたいと考えている。
- 今後も誹謗中傷等、SNSを介したいじめへの対応に苦慮する学校が多くなると思われるため、ネットパトロールの専門機関と市教委・学校が連携した対応例などを学校に示すことで、各学校が対応しやすくなると考える。

(4) 推進体制・検証体制を整える取組について

- ① アセス推進体制の検証と支援
 - ・学校生活適応推進研修講座の実施
 - ・要支援領域にある児童生徒への対応状況を学校へ確認
- ② 教育相談推進体制の検証と支援
 - ・教育相談での対応状況を学校へ確認
- ③ いじめ対応チーム（いじめ対策委員会）及び不登校対策委員会の検証と支援
 - ・2学期までの各学校の取組状況を指導主事が学校を訪問し、聴き取り調査を実施
- ④ いじめ防止対策等に係る推進体制の周知
- ⑤ いじめ対策へのPDCAサイクルによる評価検証体制の点検と支援
 - ・学校のPDCAサイクルによる対策プログラムの検証・改善への指導・助言
 - ・専門家によるいじめ防止対策の検証

<学識経験者からの主な意見等>

- 市教委及び学校のいじめ重大事態の再発防止の取組や相談行動の促進の取組等の実績は、全国各地の教育委員会や公立学校にとっても、今後の取組の参考になるものばかりであるため、もっと積極的に知らせるべきかと考える。

2 いじめ防止対策計画の取組全体を通しての意見について

<学識経験者からの主な意見等>

- 様々なテーマで実施されている教職員研修（生徒指導・教育相談・学級経営等）の研修内容や、アセスで把握した子どもたちの実態、また、「相談行動促進」で培った自分の思いを誰かに伝える力・スキルなどは、様々な形で「わかる授業づくり」につながっているということを教職員に示していく必要がある。
- 教職員集団の同僚性の構築がうまくいかないと、生徒指導面での情報共有がうまくいかなかったり、実際に課題のある子どもへの対応で教職員間の意思疎通、役割分担などがうまくいかなかったりする。何が教職員間の支え合い、連携や協働を助けるのかを丁寧に検証していく必要がある。
- 重大事態発生後の取組が行われている教育委員会や学校での事例を、教育委員会が積極的に報告していくことが重要である。調査・検証の結果を踏まえ、教育委員会や学校が変化していくこと、また、計画通りに進まないことも含め、事例を報告することが、他の教育委員会や学校関係者はもちろん、子どもや保護者を支援することにつながる。